

第 1 回上島合併協議会

会 議 資 料

日 時：平成 1 4 年 8 月 2 0 日（火）午後 2 時 1 0 分から
場 所：弓削町総合庁舎 3 階大会議室

目 次

報告事項

1. 報告第1号 上島合併協議会規約について 1ページ
2. 報告第2号 上島合併協議会規約に関する協議書について 5ページ

議決事項

1. 議案第1号 上島合併協議会会議運営規程の制定について 11ページ
2. 議案第2号 平成14年度上島合併協議会事業計画について 14ページ
3. 議案第3号 平成14年度上島合併協議会予算について 16ページ

協議事項

1. 協議第1号 合併協定項目について 25ページ
2. 協議項目第1号 合併の方式について 28ページ
3. 協議項目第2号 合併の時期について 31ページ
4. 協議項目第3号 新町の名称について 33ページ
5. 協議項目第4号 事務所の位置について 37ページ
6. 協議項目第5号 財産の取扱いについて 41ページ
7. 協議項目第6号 地方税の取扱いについて 44ページ
8. 協議項目第7号 一般職の身分の取扱いについて 48ページ
9. 協議項目第8号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて 51ページ
10. 協議項目第9号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 53ページ

議決事項

1. 議案第4号 新町将来構想策定小委員会規程の制定について 57ページ
2. 議案第5号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について 60ページ

資 料

1. 上島合併協議会幹事会規程 63ページ
2. 上島合併協議会専門部会規程 65ページ
3. 上島合併協議会分科会設置要領 67ページ
4. 上島合併協議会事務局規程 69ページ
5. 上島合併協議会財務規程 73ページ
6. 上島合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 78ページ
7. 上島合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案） 79ページ

第 1 回上島合併協議会会次第

1 . 開 会

2 . 会長挨拶

3 . 今治地方局長挨拶

4 . 委嘱状交付

5 . 委員及び事務局職員の紹介

6 . 議 事

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報 告

報告第 1 号 上島合併協議会規約について

報告第 2 号 上島合併協議会規約に関する協議書について

(3) 議 案

議案第 1 号 平成 1 4 年度上島合併協議会事業計画について

議案第 2 号 平成 1 4 年度上島合併協議会予算について

議案第 3 号 上島合併協議会会議運営規程について

(4) 協 議

協 議 第 1 号 合併協定項目について

協議項目第 1 号 合併の方式について

協議項目第 2 号 合併の時期について

協議項目第 3 号 新町の名称について

協議項目第 4 号 事務所の位置について

協議項目第 5 号 財産の取扱いについて

協議項目第 6 号 地方税の取扱いについて

協議項目第 7 号 一般職の身分の取扱いについて

協議項目第 8 号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(5) 議 案

議案第 4 号 新町将来構想策定小委員会規程の制定について

議案第 5 号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定に
ついて

7 . その他

8 . 閉 会

【資 料】

- ・ 上島合併協議会幹事会規程について
- ・ 上島合併協議会専門部会規程について
- ・ 上島合併協議会分科会設置要領について
- ・ 上島合併協議会事務局規程について
- ・ 上島合併協議会財務規程について
- ・ 上島合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- ・ 上島合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

報告第 1 号

上島合併協議会規約について

上島合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

上島合併協議会規約

（設 置）

第1条 弓削町、生名村、岩城村及び魚島村（以下「4ヶ町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

（名 称）

第2条 この合併協議会の名称は、上島合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事 務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 4ヶ町村の合併に関する協議
- （2） 合併に伴う新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成
- （3） その他、合併に関し必要な事項

（事務所の位置）

第4条 協議会の事務所は、4ヶ町村の長が協議して定めた場所に置く。

（組 織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、4ヶ町村の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委 員）

第7条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- （1） 4ヶ町村の長及び助役
- （2） 4ヶ町村の議会の議長
- （3） 4ヶ町村の議会の選出する議員各1名
- （4） 4ヶ町村の長が選出する学識経験を有する者各3名

2 前項の委員のほか、必要に応じて4ヶ町村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ4ヶ町村の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき案件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係者の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 4 ヶ町村の関係者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して別に定める。

(顧 問)

第 14 条 協議会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第 15 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

(経費の負担)

第 16 条 協議会に要する経費は、会長及び副会長が協議の上、4 ヶ町村がそれぞれ負担する。

(監 査)

第 1 7 条 協議会の出納の監査は、会長が 4 ヶ町村の監査委員の中から 2 名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 8 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 9 条 第 7 条第 1 項第 4 号に規定する委員及び第 1 7 条第 1 項に規定する監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による委員は、費用弁償を受けることができる。

3 第 1 1 条の要請に応じ会議に出席した者は、費用弁償を受けることができる。

4 前 3 項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 2 0 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第 2 1 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 4 年 8 月 8 日から施行する。

報告第 2 号

上島合併協議会規約に関する協議書について

上島合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり報告する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

上島合併協議会規約に関する協議書

弓削町長、生名村長、岩城村長及び魚島村長（以下「4ヶ町村の長」という。）は、上島合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する4ヶ町村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- | | | |
|---|--------------------|--------------|
| 1 | 規約第4条 | （事務所の位置） |
| 2 | 規約第6条第1項 | （会長及び副会長） |
| 3 | 規約第7条第1項第4号及び同条第2項 | （委員） |
| 4 | 規約第8条第2項 | （会長及び副会長の職務） |
| 5 | 規約第13条第3項 | （幹事会及び専門部会） |
| 6 | 規約第15条第2項 | （事務局） |
| 7 | 規約第16条 | （経費の負担） |
| 8 | 規約第18条 | （財務に関する事項） |
| 9 | 協議内容の変更等について | |

協議して定めた事項

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所の位置について

事務所は弓 削 町に置く。

- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、弓 削 町 長を選任する。

副会長には、生 名 村 長
岩 城 村 長
魚 島 村 長を選任する。

- 3 規約第7条第1項第4号及び同条第2項に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

学識経験を有する委員については、4ヶ町村の長が各々選出する者及び4ヶ町村の長が必要に応じて定める委員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4ヶ町村の長が各々選出する学識経験者

弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
村 瀬 忍	平 林 和 夫	澤 田 年 光	横 井 昇 一
島 根 亀 夫	森 本 義 之	加 納 清 二	大 林 貞 光
加 登 まゆみ	村 上 京 子	西 村 孝 子	森 山 月 美

(2) 4ヶ町村の長が必要に応じて定める委員

愛媛県今治地方局長

4 規約第8条第2項に定める副会長のうち会長の職務を代理する者について

岩 城 村 長

5 規約第13条第3項に規定する幹事会及び専門部会の組織及び運営について

幹事会は幹事会規程のとおり、専門部会については専門部会規程のとおり定める。

6 規約第15条第2項に規定する事務局について

下記のとおりとし、事務局規程については別添のとおりとする。

弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
松 崎 幸 正	山 本 勝 幸	森 本 英 隆	大 船 英 夫
梨 木 善 彦			

7 規約第16条に規定する協議会に要する経費について

経費は4ヶ町村が負担し、その負担方法は均等割 とする。

8 規約第18条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関する必要な事項について

財務規程を別添のとおり定める。

規約第 17 条に規定する監査委員について

生名村、魚島村の監査委員（学識経験者）

9 協議内容等の変更について

この協議書の内容等に変更が生じたときは、別に協議をして協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書 4 通を作成し、各自 1 通を所持するものとする。

平成 14 年 8 月 8 日

弓削町長 木 下 良 一

生名村長 田 尾 紀

岩城村長 稲 本 一

魚島村長 佐 伯 真 登

上 島 合 併 協 議 会 委 員 名 簿

区 分		職 名	氏 名	協議会役職	備 考
弓 削 町	行 政	町 長	きのした りょういち 木 下 良 一	会 長	
		助 役	ことき まさひろ 毎 木 正 博		
	議 会	議 長	おちき みお 越 智 貴 美 夫		
		議会議員	おかしま まさのり 岡 島 政 則		
	学識経験者		しまね かめお 島 根 亀 夫		
			むらせ しのぶ 村 瀬 忍		
			かとう まゆみ 加 登 まゆみ		
生 名 村	行 政	村 長	たお ただす 田 尾 紀	副会長	
		助 役	はま だ ひかる 濱 田 光		
	議 会	議 長	むらかみ ゆういちろう 村 上 雄 一 郎		
		議会議員	よこがわ たけひろ 横 川 武 広		
	学識経験者		ひらばやし かずお 平 林 和 夫		
			もりもと よしゆき 森 本 義 之		
			むらかみ きょうこ 村 上 京 子		
岩 城 村	行 政	村 長	いなもと はじめ 稲 本 一	副会長（職代）	
		助 役	ぬま た ひろあき 沼 田 裕 章		
	議 会	議 長	しんかわ たけし 新 川 健		
		議会議員	はやし えいいち 林 栄 一		
	学識経験者		さわだ としみつ 澤 田 年 光		
			か のう せいじ 加 納 清 二		
			にしむら たかこ 西 村 孝 子		
魚 島 村	行 政	村 長	さいき まさと 佐 伯 真 登	副会長	
		助 役	まつばら やいち 松 原 彌 一		
	議 会	議 長	いずみ はら みつお 泉 原 光 雄		
		議会議員	おおばやし きよたか 大 林 清 孝		
	学識経験者		よこい しょういち 横 井 昇 一		
			おおばやし さだみつ 大 林 貞 光		
			もりやま つきみ 森 山 月 美		
愛 媛 県	今治地方局長		たか はま そういちろう 高 浜 壮 一 郎		

【監査委員】

区 分	町村名	氏 名	備 考
監査委員	生 名 村	やま もと みね もり 山 本 峯 盛	
	魚 島 村	おお ふね ちか よし 大 船 近 義	

上 島 合 併 協 議 会 幹 事 会 委 員 名 簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
弓 削 町	助 役	こと き まさ ひろ 毎 木 正 博	
	総務課長	かしわ ばら やす ひこ 柏 原 泰 彦	
生 名 村	助 役	はま だ ひかる 濱 田 光	
	総務企画課長	ます ざき てつ ぞう 益 崎 徹 造	
岩 城 村	助 役	ぬま た ひろ あき 沼 田 裕 章	
	企画総務課長	はやし まさ き 林 正 城	
魚 島 村	助 役	まつ ばら や いち 松 原 彌 一	
	総務課長	うえ た まさ み 植 田 正 美	
事 務 局	事務局長	まつ ざき ゆき まさ 松 崎 幸 正	
	事務局次長	おお ふね ひで お 大 船 英 夫	

上 島 合 併 協 議 会 事 務 局 名 簿

町 村 名	職 名	氏 名	備 考
弓 削 町	事務局長	まつ ざき ゆき まさ 松 崎 幸 正	(弓削町総務課課長補佐)
		なし き よし ひこ 梨 木 善 彦	(弓削町総務課主査)
生 名 村		やま もと かつ ゆき 山 本 勝 幸	(生名村総務企画課主事)
岩 城 村		もり もと ひで たか 森 本 英 隆	(岩城村企画総務課係長)
魚 島 村	事務局次長	おお ふね ひで お 大 船 英 夫	(魚島村総務課課長補佐)

議案第 1 号

上島合併協議会会議運営規程の制定について

上島合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

上島合併協議会会議運営規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、上島合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、上島合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言をするものとする。

（表 決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

（傍 聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他会長が必要と認めた事項

2 会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

（規律）

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（関係者の出席）

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月20日から施行する。

議案第 2 号

平成 1 4 年度上島合併協議会事業計画について

上島合併協議会の平成 1 4 年度事業計画を次のとおり定める。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

平成 1 4 年度 事業計画

(1) 合併協定項目の協議

- 協議会、小委員会、幹事会及び専門部会等の開催
- 事務事業現況調査の実施

(2) 新町将来構想の策定

- 協議会、小委員会の開催
- 行財政等現況調査の実施

(3) 情報の提供

- 協議会だよりの発行による情報の提供

(4) その他

- 先進地視察研修
- 先例地等の資料・情報の収集及び調査・研究

平成 1 4 年度上島合併協議会協議スケジュール（案）

月		協 議 会	幹 事 会	将来構想策定小委員会	名称・事務所小委員会	専 門 部 会	分 科 会
8	8 日	各町村臨時議会					
	2 0 日	第 1 回協議会					
	下旬						
9	上旬			第 1 回小委員会			
	中旬				第 1 回小委員会		
	下旬		第 1 回幹事会	第 2 回小委員会			
10	上旬					随時開催	随時開催
	中旬	第 2 回協議会		第 3 回小委員会			
	下旬				第 2 回小委員会		
11	上旬			第 4 回小委員会			
	中旬	視 察 研 修			第 3 回小委員会		
	下旬		第 2 回幹事会	第 5 回小委員会			
12	上旬				第 4 回小委員会		
	中旬	第 3 回協議会		第 6 回小委員会			
	下旬						
1	上旬				第 5 回小委員会		
	中旬			第 7 回小委員会			
	下旬		第 3 回幹事会				
2	上旬			第 8 回小委員会			
	中旬	第 4 回協議会					
	下旬			第 9 回小委員会			
3	上旬		第 4 回幹事会				
	中旬	第 5 回協議会		第 1 0 回小委員会			
	下旬						

平成 1 4 年度 上島合併協議会予算

- 1 . 予算総則
- 2 . 歳入歳出予算
- 3 . 予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出予算事項別明細書

平成 1 4 年度 上島合併協議会 予算

平成 1 4 年度上島合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 , 9 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上 島 合 併 協 議 会
会 長 木 下 良 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		14,000
	1 負 担 金	14,000
2 県 支 出 金		2,930
	1 県 補 助 金	2,930
3 繰 越 金		0
	1 繰 越 金	0
4 諸 収 入		1,970
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1,969
歳 入 合 計		18,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 営 費		6,624
	1 会 議 費	2,417
	2 事 務 費	4,207
2 事 業 費		12,168
	1 事 業 推 進 費	11,690
	2 調 査 研 究 費	478
3 予 備 費		108
	1 予 備 費	108
歳 出 合 計		18,900

予算に関する説明書

- 1 . 歳入歳出予算事項別明細書
 - (1) 総 括
 - (2) 歳 入
 - (3) 歳 出

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 負 担 金	14,000	0	14,000
2 県 支 出 金	2,930	0	2,930
3 繰 越 金	0	0	0
4 諸 収 入	1,970	0	1,970
歳 入 合 計	18,900	0	18,900

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	そ の 他	
1 運 営 費	6,624	0	6,624	2,124	0	4,500
2 事 業 費	12,168	0	12,168	806	10,000	1,362
3 予 備 費	108	0	108	0	0	108
歳 出 合 計	18,900	0	18,900	2,930	10,000	5,970

2. 歳入

1 款 負担金

1 項 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	14,000	0	14,000	1 負担金	14,000	4ヶ町村負担金（各町村持出し分） $1,000 \times 4ヶ町村 = 4,000$ 合併準備補助金分 $5,000 \times 2ヶ町村 = 10,000$
計	14,000	0	14,000		14,000	

2 款 県支出金

1 項 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	2,930	0	2,930	1 県補助金	2,930	市町村合併推進体制整備費補助金
計	2,930	0	2,930		2,930	

3 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	0	0	0	1 前年度繰越金	0	
計	0	0	0		0	

4 款 諸収入

1項 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	
計	1	0	1		1	

2 項 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	1,969	0	1,969	1 雑入	1,969	上島合併推進協議会引継金
計	1,969	0	1,969		1,969	

3. 歳出

1 款 運営費 1 項 会議費

(単位：千円)

（単位：千円）									
目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 会議費	2,417	0	2,417	1,183	0	1,234	1 報酬	1,313	協議会委員等報酬
							9 旅費	596	費用弁償
							1 1 需用費	450	消耗品費 420 食料費 30
							1 2 役務費	8	通信運搬費
							1 4 使用料及び賃借料	50	船舶借上料等
計	2,417	0	2,417	1,183	0	1,234		2,417	

2 項 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 事務費	4,207	0	4,207	941	0	3,266	3 職員手当	1,997	特別勤務手当 592 時間外勤務手当 1,237 期末手当 168
							4 共済費	180	臨時職員保険料
							7 賃金	884	臨時職員賃金
							9 旅費	267	普通旅費
							1 1 需用費	260	消耗品費
							1 2 役務費	80	通信運搬費
							1 4 使用料及び賃借料	47	ＯＡ機器借上料
							1 8 備品購入費	482	庁用器具費
							1 9 負担金及び交付金	10	会議負担金等
							計	4,207	0

2 款 事業費

1 項 事業推進費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源			区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 事業推進費	11,690	0	11,690	752	10,000	938	1 1 需用費	2,232	消耗品費 100
									印刷製本費 2,132
							1 2 役務費	8	通信運搬費
							1 3 委託料	9,450	新町将来構想策定業務 3,885
									事務事業一元化支援業務 2,940
									新町例規策定業務 2,625
計	11,690	0	11,690	752	10,000	938		11,690	

2 項 調査研究費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 調査研究費	478	0	478	54	0	424	1 報酬	94	協議会委員報酬
							9 旅費	76	研修旅費
							1 1 需用費	100	消耗品費
							1 2 役務費	8	通信運搬費
							1 4 使用料及び賃借料	200	船舶借上料等
計	478	0	478	54	0	424		478	

3 款 予備費

1 項 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	その他				
1 予備費	108	0	108	0	0	108		108	
計	108	0	108	0	0	108		108	

協議第 1 号

上島合併協議会合併協定項目について

上島合併協議会合併協定項目を別紙のとおり提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

合併協定項目について（案）

基本的協議事項

合併の方式
合併の時期
新町の名称
事務所の位置
財産の取扱い

合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項

町村議会議員の定数及び任期の取扱い
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
地方税の取扱い
一般職の身分の取扱い
地域審議会の設置
新町建設計画（新町将来構想）

その他必要な協議事項

- 特別職の身分の取扱い
- 条例・規則の取扱い
- 機構及び組織
- 一部事務組合の取扱い
- 使用料・手数料の取扱い
- 公共的団体の取扱い
- 行政連絡機構の取扱い
- 町字名の取扱い
- 慣行の取扱い
- ㊦ その他（各種事務事業の取扱い）
 - 議会関係、総務関係、企画関係、財政関係、会計関係、住民関係、
 - 税務関係、国保関係、生活環境関係、介護保険関係、保健関係、
 - 高齢者関係、建設関係、産業関係、社会教育関係、学校教育関係

合併協定項目一覧（案）

基本的協議事項

協 定 項 目		内 容	備 考
1	合併の方式	形態は、新設合併と編入合併である。	新設合併(対等合併)とは、旧町村を廃して新たに1つの町村を創る。編入合併（吸収合併）とは、1つの市町村の行政区域に新たに別の町村を加える。
2	合併の時期	合併調印日でもなく、各町村議会の議決日でもなく、新町として施行する日である。	新町が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となる。また、町村議会の議決から、県議会、大臣の告示までにかなり（約半年間）の期間を要する。平成17年4月1日以降は合併特例法の適用が受けられなくなることに留意する必要がある。
3	新町の名称	新町の名称	新設合併の場合は、決める必要がある。編入合併の場合は、そのほとんどが編入先の市町村名である。
4	事務所の位置	本庁の位置	新しい本庁の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮する必要がある。
5	財産の取扱い	町村所有の土地、施設など	原則的には、合併関係町村が持っていた財産（施設等も含む）は新町に引き継ぐこととなる。

合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項

6	町村議会議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期	新設合併の場合は、各町村の全議員が身分を失うこととなる。しかし、旧町村民の意思を反映させるため、合併後一定期間に限り、定数が在任期間に関する特例措置の選択ができる。
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期	新設合併の場合は、各町村の全委員が身分を失うこととなる。しかし、選挙選出委員については、農業委員会等に関する法律、合併特例法において定数、在任期間が適用できる。選任による委員については、合併後、速やかに選出することとなる。
8	地方税の取扱い	町村民税、固定資産税、軽自動車税など	合併前の町村で、税目、税率に違いがある場合、住民負担の激変緩和のため、公平を欠く程度を限度として5年間は不均一（今までどおり）の課税が認められている。
9	一般職の身分の取扱い	町村職員の身分	合併後、町村の法人格が消滅するため、職員は当然失職することになるが、合併特例法では、引き続き新町の職員として身分の保証がなされており、新町の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行う。
10	地域審議会の設置	地域審議会の設置	合併によって住民の意見が施策に反映されにくくなるとの懸念があることから、合併関係町村の区域を単位として、必要に応じて地域審議会を設置することができる。

新町建設計画の策定

11	新町建設計画（新町将来構想）	新町のビジョン	新町建設計画の具体的な内容は、協議会において合併関係町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法では、計画に盛り込むべき事項が例示されている。
----	----------------	---------	---

その他必要な協議事項

12	特別職の身分の取扱い	常勤特別職（4役など） 非常勤特別職（教育委員、選挙管理委員など）	首長をはじめ特別職は全員失職することとなる。こうした特別職の職員の処置について、協議会で協議する必要がある。
13	条例・規則の取扱い	市町村の条例、規則	町村が消滅すれば条例・規則はすべて失効するので、新町の条例・規則を制定する必要がある。
14	機構及び組織	行政組織・機構	新町の条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。
15	一部事務組合の取扱い	上島上水道企業団、上島地区衛生事務組合（越智郡島部消防事務組合、越智郡老人ホーム組合）	合併が行われた場合は、町村の法人格が消滅するため、組合も消滅し、新町の事業に組み入れられることとなる。なお、広域（郡単位）のものについては、各町村が脱退し、新町で加入することとなる。
16	使用料、手数料の取扱い	各種施設使用料、戸籍等の手数料など	各町村間の同一目的の施設や事務について、使用料が違う場合は、予めその取扱いについて調整しておく必要がある。
17	公共的団体の取扱い	消防団、社会福祉協議会、商工会等	合併後、新町としての一体感を醸成する意味からも統合されるのが理想的であり、これら団体ごとへの働きかけの基本方針について協議することとなる。
18	行政連絡機構の取扱い	自治会制度や納税組合制度など	行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を把握し、合併後のあり方を協議する。
19	町字名の取扱い	同一町、字名などの調整	住民の愛着があるものであるため、従来どおり存続させる場合が多い。郵便等の混乱を避けるための調整が必要である。
20	慣行の取扱い	町村章、村民憲章など	町村民憲章、花、木、祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いいため、合併後も引き継がれるものである。
21	その他（各種事務事業の取扱い）	議会、総務、企画、財政、会計、住民、税務、国保、生活環境、介護保険、保健、高齢者、建設、産業、社会教育、学校教育関係	4ヶ町村で実施している独自の各種事業は、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下にならないように留意しながら、合理化・効率化に努める必要があり、その調整方法がまとも次第、随時、協議会に提案される。

協議項目第 1 号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

合併の方式について
弓削町、生名村、岩城村及び魚島村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

平成 年 月 日確認

合併の方式について

【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって町村を置くことで町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村数の減少を伴うもの。
法 人 格		新たに法人格が発生する。	編入する町村の法人格が継続する。
合併町村の名称		新たに制定する。	編入する町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は編入する町村の事務所の位置となる。
町 村 の 長		合併関係町村の長は失職する。	編入する町村の長は変わらず、編入される（消滅する）町村の長は失職する。
議会の議員	原 則	合併関係町村の議会の議員は、失職する。合併町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）町村の長は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例 設置選挙においては、法定定数の2倍までとする。 在任特例 合併関係町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるのは、最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 定数特例 編入される合併関係町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに、人口に応じた定数を追加配分し、増員選挙を行う。更にこれに続く一般選挙においてもこの定数特例をとることができる。 在任特例 編入される町村の議会の議員で合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数をとることができる。

		新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会の委員 (合併町村に一つの委員会を置く場合)	原則	合併関係町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は、すべて失職する。	編入する町村の委員はそのまま在任し、される(消滅する)町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係町村の選挙による委員のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるのは、10人～80人の範囲で、1年間の間、在任できる。	編入される(消滅する)町村の選挙による委員のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、40人までの範囲で、編入する町村の委員の在任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係町村の職員は、全員失職する。(新たに選任する。)	編入する町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		合併関係町村の条例・規則は、すべて失効する。(新たに制定する。)	編入する町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

協議項目第 2 号

合併の時期について

合併の時期について提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

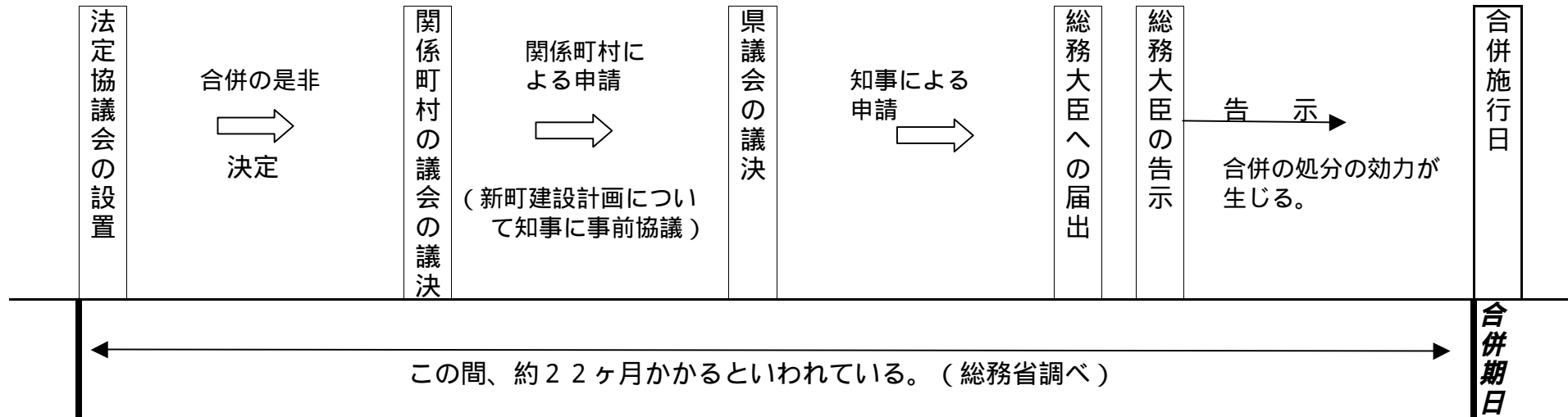
上島合併協議会長 木 下 良 一

合併の時期について
平成 1 6 年 1 0 月 1 日の合併を目標とする。

平成 年 月 日確認

合併の時期について

【市町村合併の手続き】



【合併期日について】

昭和40年から平成13年12月までに全国で市町村合併が行われた件数は、153件ですが、そのうち年度替りの4月1日に合併を行った件数は、40件である。

4月1日以外の合併では、1月1日、5月1日、11月1日など、「1日」に合併したケースが多い。
ただし、4月1日に合併するとした場合は、次のことに留意する必要がある。

年度替りの事務量（従来の事務と新町の事務）が膨大なこと。

合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であること。

年度末には、国・県の支出金の受け入れなどが集中するなど、収入・支出の件数も多く、暫定予算の調整の上で細やかな注意を要すること。

合併する年度の新規採用者についても、採用試験について協議する必要があること。

協議項目第 3 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町の名称について
公募する。 方法等については、小委員会を設置して検討する。

平成 年 月 日確認

新町の名称について

市になるための要件は、人口に関する要件からいうと、地方自治法の原則では人口が5万人以上であること。しかし、平成10年の合併特例法の改正により、平成17年3月31日までに合併が行われる場合に限り、人口に関する要件は、4万人以上とされました。さらに、平成12年に合併特例法の附則が改正され、平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限り、人口に関する要件は3万人以上とされました。

いずれにしても上島の場合は、人口要件を満たしていないので町制になります。

決定方法について

最終的な決定については、協議会で協議し決定する。
以下、審議方法であるが

- ・公募を行い最多名を選定
- ・小委員会を設置し、公募の中から数点を選定後、協議会に報告。

いずれにしても、地域の歴史、文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが必要不可欠です。

新町名に使用できる名称等に関すること

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

- 【例】宮崎県日向市（ひゅうがし）→ 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし）→ 清水市（きよみずし）
× ...表記が同じ場合は不可

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

- 【例】宮城県仙台市（せんだいし）→ せんだい市
埼玉県日高市（ひだかし）→ ひだか市
○ ...読み方が同じでも表記が異なるので可

(3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合

- 【例】東京都瑞穂町（みずほまち） → 瑞穂市（みずほし）
奈良県明日香村（あすかむら） → 明日香市（あすかし）
○ ...全国的にみて、現在も同様の事例がある。

(4) 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

- 【例】LOVE → ラブ
AND → アンド
○ ...理由が明確であればよい

(5) 略字及び算用数字等の使用

- 「ヶ」の使用
○ ...例：青ヶ島など
「01234567（数字）」の使用
× ...適当とは思わない。
「々」の使用
○ ...例：小佐々町など

(6) 通常の読み方と異なる読み方をする場合

- 【例】永遠市（えいえんし） → （とわし）
宇宙市（うちゅうし） → （そらし）
○ ...新町名を告示する場合、読み仮名を振ればよい

(7) その他名称としてふさわしくないもの

- ・ 公序良俗に反する名前
- ・ 長すぎる名前
- ・ 現在使用していない漢字を使用した名前

【先進事例】

都道府県名	香 川 県	東 京 都	岐 阜 県
市 町 村 名	引田町・白鳥町・大内町	田無市・保谷市	高富町・伊自良村・美山村
新町（市）名称	東かがわ市	西東京市	
合 併 期 日	平成１５年４月１日	平成１３年１月２１日	平成１５年４月１日
名称決定経緯	・小委員会を設置 ・小委員会で募集要項、選定基準、選定方法等を制定し、公募	・小委員会を設置 ・小委員会で募集要項、選定基準、選定方法等を制定し、公募	・小委員会を設置 ・小委員会で募集要項、選定基準、選定方法等を制定し、公募
主な選定基準	漢字、ひらがな及びカタカナにより表記され、読み書きが容易な名前 既存の市町村名にない名前 引田・白鳥・大内の文字を使用していない名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前	漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前 田無・保谷地域が地域的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 市民等の理想・願いにちなんだ名前	漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前 既存の市町村名でない名称 地域の特徴を表す名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前
選 定 方 法	・小委員会で１０候補選定 ・協議会で３候補に絞込 ・協議会で協議の上、決定	・小委員会で一次、二次選定 ・小委員会で１０候補に絞込 ・協議会で５候補に絞込 ・市民意向調査で最多得票候補名に決定	・小委員会で１０候補選定 ・協議会で協議の上、決定
応 募 状 況	５，９６７通（２，８６７種）	８，７５３通（３，１９０種）	平成１４年２月１日～３月２０日
そ の 他	・名付け親賞（商品券：１０万円） ・アイデア賞（図書券：１万円） ・ユーモア賞（図書券：５千円）	・名付け親賞（旅行券：１０万円） ・残 念 賞（図書券：５千円） ・アイデア賞（図書券：５千円）	・名付け親大賞（商品券：１０万円） ・名付け親賞（商品券：１万円） ・特 別 賞（地元特産品：５千円）

協議項目第 4 号

事務所の位置について

事務所の位置について提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

事務所の位置について
総合支所方式とする。 管理・事務局部門を置く総合支所については、小委員会を設置して検討する。

平成 年 月 日確認

事務所の位置について

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければなりません。

合併後の新町の事務所の位置等については、地方自治法に次のとおり規定されています。

（事務所の位置及び変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所等の設置及び区）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

合併時の庁舎の利用方法について

まず、現有の庁舎を利用するのか又は新設するのかを協議する必要があります。現有の庁舎を利用するのであれば、どのような方式（詳細は次表のとおり）をとるのか、新設するのであれば、どこにどのような規模のものをとといった協議をしなければなりません。

【町村庁舎の概要】

	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
住 所	弓削町下弓削 2 1 0 番地	生名村 6 2 1 番地	岩城村 1 4 2 7 番地	魚島村 1 番耕地 1 3 6 2 番地の第 1
竣 工	昭和 4 9 年 1 0 月 3 1 日	昭和 5 9 年 7 月 3 1 日	昭和 4 0 年 5 月	昭和 4 5 年 8 月 1 0 日
施設規模	RC 造 3 階建塔屋 1 階	RC 造 2 階建	RC 造 4 階建	RC 造 3 階建
敷地面積	2 , 7 5 8 m ²	3 , 2 3 4 m ²	4 3 1 m ²	4 1 5 m ²
延床面積	2 , 1 3 5 m ²	1 , 7 0 4 m ²	1 , 1 0 5 m ²	4 2 5 m ²
駐車台数 (来庁者用)	約 1 5 台	約 1 5 台	約 8 台	無
交 通	弓削港から徒歩 1 分	生名港から徒歩 5 分 立石港から徒歩 2 0 分	岩城港から徒歩 3 分	魚島港から徒歩 1 分

【合併時の庁舎の利用方式】

方式	概 要	メリット	デメリット
本 庁 方 式	（新設する場合） ・ 4 ヶ町村の庁舎の機構組織を 1 ヶ所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、窓口的な機能しか持たない支所、出張所となる。	・ 事務の効率化が図られる。 ・ 住民に与える新町誕生の印象は強い。	・ 多大な建設費用が必要である。 ・ 周辺地域への住民サービスの低下が心配される。
	（既存施設を利用） ・ 1 町村の庁舎を増改築し機能組織を 1 ヶ所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、支所、出張所となる。	・ 事務の効率化が図られる。 ・ 既存施設の利用のため、費用は少なくてすむ。	・ 周辺地域への住民サービスの低下が心配される。
分 庁 方 式	・ 4 ヶ町村の現在の施設を行政機能を持たせ振り分けて利用する。 （例） - 総務・財政部門 = ○ ○ 町村 - 住民・福祉部門 = ○ ○ 町村 - 産業・建設部門 = ○ ○ 町村 - 教育部門 = ○ ○ 町村	・ 既存施設の利用のための費用（改装費等）は、少なくてすむ。	・ 各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 ・ 管理上は、非効率である。
総 合 支 所 方 式	・ 管理部門や事務局部分を除き、現在の 4 ヶ町村の庁舎における行政機能をそのまま残す方式。 4 ヶ町村の庁舎がそれぞれ総合支所となる。	・ 住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。	・ 職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務の効率化が生かされない。 ・ 新町の一体感が醸成されにくい。

協議項目第 5 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

財産の取扱いについて
4 ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。 なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。

平成 年 月 日確認

財産の取扱いについて

町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、地方自治法により合併関係町村が協議してこれを定めます。

原則的には、合併関係町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併関係町村の公の施設として設置することになります。

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条第4項

第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

【財産の種類について】

財 産 の 種 類		説 明
土地及び建物	行政財産	行政財産とは、庁舎などのように役場が自ら行政業務に使用する不動産のことを指します。行政財産は、「公用財産」と「公共用財産」とに区分されます。公用財産とは、町村がその事務、事業を執り行うために直接使用する不動産（例：庁舎など）であるのに対し、公共用財産とは、住民が一般的に使用する財産（例：小・中学校、公民館、公営住宅、公園など）のことです。
	普通財産	普通財産とは、行財政以外の財産を指し、町村がいわゆる個人同様に所有・管理する不動産（行政業務に使用していない建物、山林、原野などの未利用地など）を指します。
有 価 証 券		有価証券とは、町村の保有している国債、地方債証券、法人の発行する債券、社債券などです。
出資による権利		出資による権利とは、町村がその団体に出資したことにより有することとなった権利です。出資額の範囲でその団体に対して運営等に関する権利を持ちます。

財 産 の 種 類	説 明
債 権	町村が相手に対してお金の支払いを請求する権利のことです。請求して相手が支払えば自治体の収入となることから、「財産」の一つとして管理するものです。
基 金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置するものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置するものがあります。
地方債現在高	地方債現在高とは、各町村の借入金の残高をいいます。

負の財産について

合併に際して負債等の処理が問題となる可能性があります。この場合、町村の負債だけではなく、一部事務組合、公営企業、第三セクター等の負債も合わせることになります。ですから合併関係町村の財政状況をそれぞれが把握すべきことは当然であり、できるだけ早い時期の段階でこれを全面的に開陳し、当該状況を踏まえた協議を行う必要があります。

協議項目第 6 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

地方税の取扱いについて
地方税のうち取扱いが同一なものについては、今までどおりとする。 なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。

平成 年 月 日確認

地方税の取扱いについて

合併特例法第 10 条の規定により、町村の合併後直ちに合併町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限って、不均一の課税をすることができることとされている。

(地方税の不均一課税)

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

地方税の不均一課税ができる要件

- 合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くとみとめられる場合。
- 町村の合併により継承した財産又は負債の額について合併関係町村の相互の間に著しい差があるため、合併町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

不均一課税の対象となる税目

次表のとおり

【対象となる税目及び４ヶ町村についての現状】

区 分			備 考
法 定 普 通 税	市 町 村 民 税	個人（均等割）	検討する必要はない。 4ヶ町村＝2，000円
		個人（所得割）	検討する必要はない。 4ヶ町村＝標準税率採用
		法人（均等割）	検討する必要はない。 4ヶ町村＝標準税率採用
		法人（所得割）	検討する必要はない。 4ヶ町村＝0．123
	固定資産税		検討する必要はない。 4ヶ町村＝0．014
	軽自動車税		検討する必要はない。 4ヶ町村＝標準税率採用
	市町村たばこ税		検討する必要はない。 4ヶ町村＝一定税率
	鉱 産 税		検討する必要はない。（課税客体なし）
	特別土地保有税		検討する必要はない。 4ヶ町村＝標準税率採用
	法定外普通税		
法 定 目 的 税	入 湯 税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	事業所税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	都市計画税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	水利地益税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	共同施設税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	宅地開発税		検討する必要はない。（賦課税目なし）
	国民健康保険税		検討する必要がある。 次表のとおり
法定外目的税			検討する必要はない。（賦課税目なし）

標準税率： 地方公共団体が課税する場合に通常によるべき税率として法定されている税率をいう。財政上必要がある場合はこれと異なる税率が定められる。

一定税率： 地方公共団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないとして法定されている税率をいう。

国民健康保険税の比較表

【平成14年5月現在】

区 分		弓 削 町 医療分（介護分）	生 名 村 医療分（介護分）	岩 城 村 医療分（介護分）	魚 島 村 医療分（介護分）
保 険 税	所得割	8.4%（1.00%）	6.0%（1.30%）	9.47%（0.80%）	4.6%（0.90%）
	資産割	58.90%（11.8%）	56.80%（4.50%）	44.62%（8.0%）	70.00%（14.0%）
	均等割	22,400円（6,500円）	17,600円（4,000円）	21,200円（3,000円）	13,000円（4,500円）
	平等割	26,000円（4,100円）	23,200円（6,000円）	23,400円（4,500円）	17,000円（3,000円）
保 険 給 付	療養給付費 （一般被保険者）		同 左	同 左	同 左
	療養費 （一般被保険者）		〃	〃	〃
	高額療養費	一 般	63,600円＋{（かかった医療費）－318,000円}×1%を超えたとき、超過分を給付	〃	〃
		上位所得者	121,800円＋{（かかった医療費）－609,000円}×1%を超えたとき、超過分を給付	〃	〃
		低所得者	35,400円を超えたとき、超過分を給付	〃	〃
	出産育児一時金		300,000円	〃	〃
	葬祭費		15,000円	〃	13,000円
	療養費以外の はり・きゅう施術費				7割
保険料（税）の納期		8回（7月～2月）	〃	〃	〃
保険料（税）の限度額		530,000円	〃	〃	〃

【参 考】保険税の目安

	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
67歳、夫婦 年金（300万）、固定資産（5万）	184,200円	146,800円	182,800円	124,000円
45歳、夫婦＋子1人 給与（450万）、固定資産（5万）	350,200円 介護分 53,600円	267,000円 介護分 51,400円	365,900円 介護分 36,100円	215,600円 介護分 43,300円

協議項目第 7 号

一般職の身分の取扱いについて

一般職の身分の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一般職の身分の取扱いについて
現に 4 ヶ町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容については、事務事業現況調査により調整する。

平成 年 月 日確認

一般職の身分の取扱いについて

市町村の合併により消滅する合併関係町村に現に在職する一般職の職員は、当該町村の法人格が消滅してしまうため、法律的には失職してしまうことになります。このような不合理を避けるため、合併特例法においては、合併関係町村は合併の際、その職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています。

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

職員の身分の引継ぎ

合併関係町村における協議による。

合併関係町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新町発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めるを行う必要がある。

一般職の職員数の状況

次表のとおり

【一般職の職員数の状況】

(単位：人)

区 分	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	計	大西町	比 較
議 会	1	2	2		5	2	3
総 務	2 2	1 0	1 1	4	4 7	1 4	3 3
税 務	3	3	3		9	5	4
農 水	3	1	6	2	1 2	7	5
商 工	1				1	2	1
土 木	6	4	3		1 3	1 1	2
民 生	1 1	8	1 4	3	3 6	1 0	2 6
衛 生	8	7	8	1	2 4	5	1 9
一般行政 計	5 5	3 5	4 7	1 0	1 4 7	5 6	9 1
教 育	8	5	7	2	2 2	2 3	1
公営企業	1 7	1 5	5	1 0	4 7	1 2	3 5
合 計	8 0	5 5	5 9	2 2	2 1 6	9 1	1 2 5

平成 1 4 年度地方公共団体定員管理調査調べ

平成 12 年国勢調査人口

弓削町	3 , 8 5 8 人
生名村	2 , 1 2 4 人
岩城村	2 , 2 8 9 人
魚島村	3 3 4 人
計	8 , 6 0 5 人
大西町	8 , 8 0 2 人

協議項目第 8 号

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて
合併特例法は適用しない。 なお、選挙区を設けることについては検討する。

平成 年 月 日確認

町村議会議員の定数及び任期について

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第 6 条による方法（定数に関する特例）	合併特例法第 7 条による方法（在任に関する特例）										
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職する	合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職する	合併関係町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き新たに設置される合併町村の議会の議員として在任することができる										
2 任期	選挙の日から 4 年 （地方自治法第 9 3 条第 1 項、公職選挙法第 2 5 8 条）	選挙の日から 4 年 （地方自治法第 9 3 条第 1 項、公職選挙法第 2 5 8 条）	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間 （市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項）										
3 定数	地方自治法第 9 1 条第 1 項により、合併町村の人口（地方自治法第 2 5 4 条）に基づき算出した議員の定数 （地方自治法第 9 1 条第 1 項） 平成 1 5 年 1 月 1 日から 人口 5 千人以上 1 万人未満 1 8 人 人口 = 官報で公示された、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 （地方自治法第 2 5 4 条） 参考 <table><tr><td>弓削町</td><td>3 , 8 5 8 人</td></tr><tr><td>生名村</td><td>2 , 1 2 4 人</td></tr><tr><td>岩城村</td><td>2 , 2 8 9 人</td></tr><tr><td>魚島村</td><td>3 3 4 人</td></tr><tr><td>計</td><td>8 , 6 0 5 人</td></tr></table>	弓削町	3 , 8 5 8 人	生名村	2 , 1 2 4 人	岩城村	2 , 2 8 9 人	魚島村	3 3 4 人	計	8 , 6 0 5 人	合併関係町村の協議により、設置選挙に限り地方自治法第 9 1 条第 1 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を増加することができる 平成 1 5 年 1 月 1 日から 人口 5 千人以上 1 万人未満 1 8 人 × 2 = 3 6 人 この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 9 1 条第 1 項の定数に復帰する	地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは、当該数をもって合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する
弓削町	3 , 8 5 8 人												
生名村	2 , 1 2 4 人												
岩城村	2 , 2 8 9 人												
魚島村	3 3 4 人												
計	8 , 6 0 5 人												
4 選挙期日	設置の日から、5 0 日以内 （公職選挙法第 3 3 条第 3 項、 同法 1 1 7 条）	設置の日から、5 0 日以内 （公職選挙法第 3 3 条第 3 項、 同法 1 1 7 条）	選挙は、行わない										
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ											
6 補欠選挙の適用	有	有	無										

参 考

上島各町村議員の定数及び任期

町村名	議員の定数	任期
弓削町	1 4 人	H15.7.14
生名村	1 2 人	H14.10.14
岩城村	1 2 人	H15.4.29
魚島村	6 人	H15.4.29
計	4 4 人	

岩城村は、H 1 5 . 1 . 1 以降の一般選挙から議員定数 1 0 人となる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）
（議会の議員の定数に関する特例）

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 以下省略

（議会の議員の在任に関する特例）

第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 9 1 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 以下省略

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
（市町村議会議員の定数）

第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口 2 千人未満の町村 1 2 人

二 人口 2 千以上 5 千未満の町村 1 4 人

三 人口 5 千以上 1 万未満の町村 1 8 人

四 以下省略

第 9 1 条は平成 1 5 年 1 月 1 日から施行分

（任期）

第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

（人口の定義）

第 2 5 4 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）
（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 3 3 条 省略

2 省略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 5 0 日以内に行う。

4 以下省略

（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

第 2 5 8 条 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前日に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

協議項目第 9 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
合併特例法は適用しない。 定数等については、農業委員会法による範囲内で検討する。

平成 年 月 日確認

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

１．合併関係市町村の現在の区域の面積、区域内の農地面積及び基準農業者数

区 分	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	合 計
市町村の区域の面積	1, 176 ha	387 ha	1, 149 ha	317 ha	3, 029 ha
市町村の区域内の農地面積	194 ha	152 ha	435 ha	12 ha	793 ha
基準農業者数	680人(436世帯)	328人(140世帯)	632人(296世帯)	122人(70世帯)	762人(942世帯)

２．合併関係市町村の現在の農業委員の定数及び任期

区 分	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	合 計
(1) 定数	選挙による委員 の定数 (農委法第7条)	10人	10人	10人	40人
	選任による委員 の定数 (農委法第12条)	(第1号委員) 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 (第2号委員) 議会推薦5人	(第1号委員) 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 (第2号委員) 議会推薦5人	(第1号委員) 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 (第2号委員) 議会推薦5人	(第1号委員) 農業協同組合推薦4人 農業共済組合推薦4人 (第2号委員) 議会推薦20人
	定数合計	17人	17人	17人	68人
	(2) 任期	平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで	平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで	平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで	平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで

３．合併町村（新町）の農業委員会委員の定数及び任期

区 分		選 任 方 法	定 数	任 期	根 拠 法 令	選任委員の取扱
合併市町村の区域に 1 つの農業委員会を置く	原則	新たに選挙する	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3 年	農委法第 3 条第 1 項 第 7 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項	新たに選任する
	特例	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えときは、これらの者で互選する	協議により 8 0 人を 超えず 1 0 人を下回らない数 (注 - 1)	合併後 1 年を超えない範囲で協議で定める 期間	農委法第 3 条第 1 項 合併特例法第 8 条第 1 項及び第 2 項	新たに選任する

(注-1) 欠員を生じ、又は委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。(合併特例法第8条第2項)

4. 合併関係町村の現在の農業委員の定数・任期及び在職委員数

区分			弓削町			生名村			岩城村			魚島村			合計		
			法定 定数	条例 定数	現在 委員数	法定 定数	条例 定数	現在 委員数	法定 定数	条例 定数	現在 委員数	法定 定数	条例 定数	現在 委員数	法定 定数	条例 定数	現在 委員数
(1)定数	選挙による委員の数 （農委法第7条）		20 以下	10	10	20 以下	10	9	20 以下	10	10	20 以下	10	9	80 以下	40	38
	選任による 委員の数 （農委法第12条）	（第1号委員） 農協・共済推薦	2		1	2		0	2		1	2		0	8		2
		（第2号委員） 議会推薦	5 以内		4	5 以内		0	5 以内		1	5 以内		3	20 以内		8
	上記合計		27 以内		15	27 以内		9	27 以内		12	27 以内		12	108 以内		48
	現在規定の定数の合計		27			27			27			27			108		
(2)任期			平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで			平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで			平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで			平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで			平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで		

参 考

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 以下省略

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は当該市町村の区域を2以上に分け、その各区域に農業委員会を置くことができる。

3 以下省略

(組織)

第 4 条 農業委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

3 委員は、非常勤とする。

(選挙による委員)

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人か
40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

農業委員会等に関する法律施行例（昭和 26 年政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村、
する。

(選挙による委員の定数の基準)

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 13 百ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10 アール（北海道にあっては、30 アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の 農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。 の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 11 百以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5 千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6 千を超える農業委員会	40 人以下

議案第 4 号

新町将来構想策定小委員会規程の制定について

新町将来構想策定小委員会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町将来構想策定小委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 上島合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定に基づき、上島合併協議会（以下「協議会」という。）に新町将来構想策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託される新町将来構想及び新町建設計画の策定に関する事項について、調査又は審議を行う。

（組 織）

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- （1） 規約第7条第1項第3号に規定する委員
- （2） 規約第7条第1項第4号に規定する委員

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会 議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「上島合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

（報 告）

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

（ 庶 務 ）

第 7 条 小委員会の庶務は、規約第 1 5 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

（ 費用弁償 ）

第 8 条 第 5 条第 4 項の要請に応じ会議に出席した者が、委員会の職務を行うために町村外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び町村議会議員については、これを支給しない。

（ 委 任 ）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 8 月 2 0 日から施行する。

議案第 5 号

新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について

新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 8 月 2 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 上島合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定に基づき、上島合併協議会（以下「協議会」という。）に新町の名称・事務所の位置検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託される新町の名称・事務所の位置に関する事項について、調査又は審議を行う。

（組 織）

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

（1） 4ヶ町村の助役及び議会の議長

（2） 規約第7条第1項第4号に規定する委員のうち、4ヶ町村の長がそれぞれ推薦する1名の委員

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会 議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開とすることができる。

6 会議の傍聴については、「上島合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

（報 告）

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

（ 庶 務 ）

第 7 条 小委員会の庶務は、規約第 1 5 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

（ 費用弁償 ）

第 8 条 第 5 条第 4 項の要請に応じ会議に出席した者が、委員会の職務を行うために町村外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び町村議会議員については、これを支給しない。

（ 委 任 ）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 8 月 2 0 日から施行する。